

使用料及び手数料の見直しに 関する基本的な考え方

令和2年 2月

 別海町

目 次

1	見直しの必要性	・・・ 1
2	使用料及び手数料の基本的な考え方	・・・ 1
3	見直しの対象とする使用料及び手数料	・・・ 1
4	使用料	・・・ 2
5	手数料	・・・ 5
6	使用料及び手数料の改定額の上限	・・・ 5
7	新料金の適用時期	・・・ 5
8	使用料及び手数料の見直しサイクル	・・・ 5
表 1	見直し対象とする使用料及び手数料と性格分類	・・・ 6

1 見直しの必要性

令和元年10月からの消費税10%引上に伴い、使用料及び手数料改正の検討を要しますが、コストに対する行政負担と住民負担の考え方が不明確な現状にあります。本来の消費税転嫁は、経費を構成する内容（課税経費・非課税経費）のうち課税経費分だけを転嫁する必要がありますが、町の使用料の多くは長年改定していないばかりか、その算定根拠が不明のものが多く経費構成を把握できない状況にあります。事務手数料や施設運営のコストを把握し、分野毎にあるべき住民負担を検討して、使用料及び手数料の算定根拠を明確化することで住民への説明責任を果たす必要があります。

2 使用料及び手数料の基本的な考え方

行政サービスに対する負担の適正化を目指す上では、可能な限り、利用者を含めた町民全体に理解される料金設定とする必要があります。そのためには、施設利用や役務の提供に対して、実際にどれだけの経費がかかっているのかを算定した上で、そのサービスの性質により、受益者の負担と行政による負担を設定し、料金を定めることが必要です。

具体的には、以下の基本的な考え方及び手順に基づき料金を算定し、改正等について検討を行うこととします。

(1) 算定方法の明確化

利用者に応分の負担を求めるためには、より町民に理解されやすいものとする必要があることから、使用料及び手数料の積算根拠を整理し、施設利用に係る全体経費を基に算定を行います。

(2) 受益者負担割合の設定

使用料については、公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置されているため、施設の性質に応じた受益者の負担割合を設定します。

手数料については、特定の人のために行う事務であるため、その経費に対し受益者負担割合は原則100%とします。

(3) 減免規定の整理

町の社会教育施設や体育施設では、子どもや高齢者・障がい者への配慮や社会教育団体・社会福祉団体などの活動を支援・推進する観点から施設ごとの基準により、使用料等の減額や免除が幅広く認められています。受益者負担や利用者間の公平性の観点から減額・免除制度について整理する必要があると考えます。

3 見直しの対象とする使用料及び手数料

見直しの対象とする使用料及び手数料は、町条例に規定されているもので、法令や他の条例等により算定方法及び額が定められているものや、企業会計及び特別会計等で算定しているものを除くものとします。

4 使用料

4-1 使用料の算定方法

使用料は原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

ただし、上記算定方法で算出することが難しいものや、近隣自治体等の類似施設の料金と比べ、著しい差異が生じる場合は、他の適切な方法により料金設定を行うものとします。

4-2 原価の算定

ここでいう原価とは、サービスの提供に必要な費用のことを指し、原価に算定する費用はサービスの提供や施設の維持管理業務に従事する職員などの人件費等とサービスの提供や維持管理に要する物品の購入、修繕料などの物件費等とします。

また、原価計算の対象とする使用料を次のとおり性格分類し、それぞれの性格に合わせ原価計算をします。

- ① ある一定の部屋（区画）を貸し切り使用する場合の使用料

【計算式】

$$\boxed{\text{原 価}} = \frac{\boxed{\text{全体経費（人件費等+物件費等）}} \times \boxed{\text{貸室床面積}}}{\boxed{\text{施設総床面積}} \times \boxed{\text{年間提供可能時間}} \times \boxed{\text{稼働率}}}$$

- ② ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時利用する場合の使用料

【計算式】

$$\boxed{\text{原 価}} = \frac{\boxed{\text{全体経費（人件費等+物件費等）}}}{\boxed{\text{平均利用者数等}}}$$

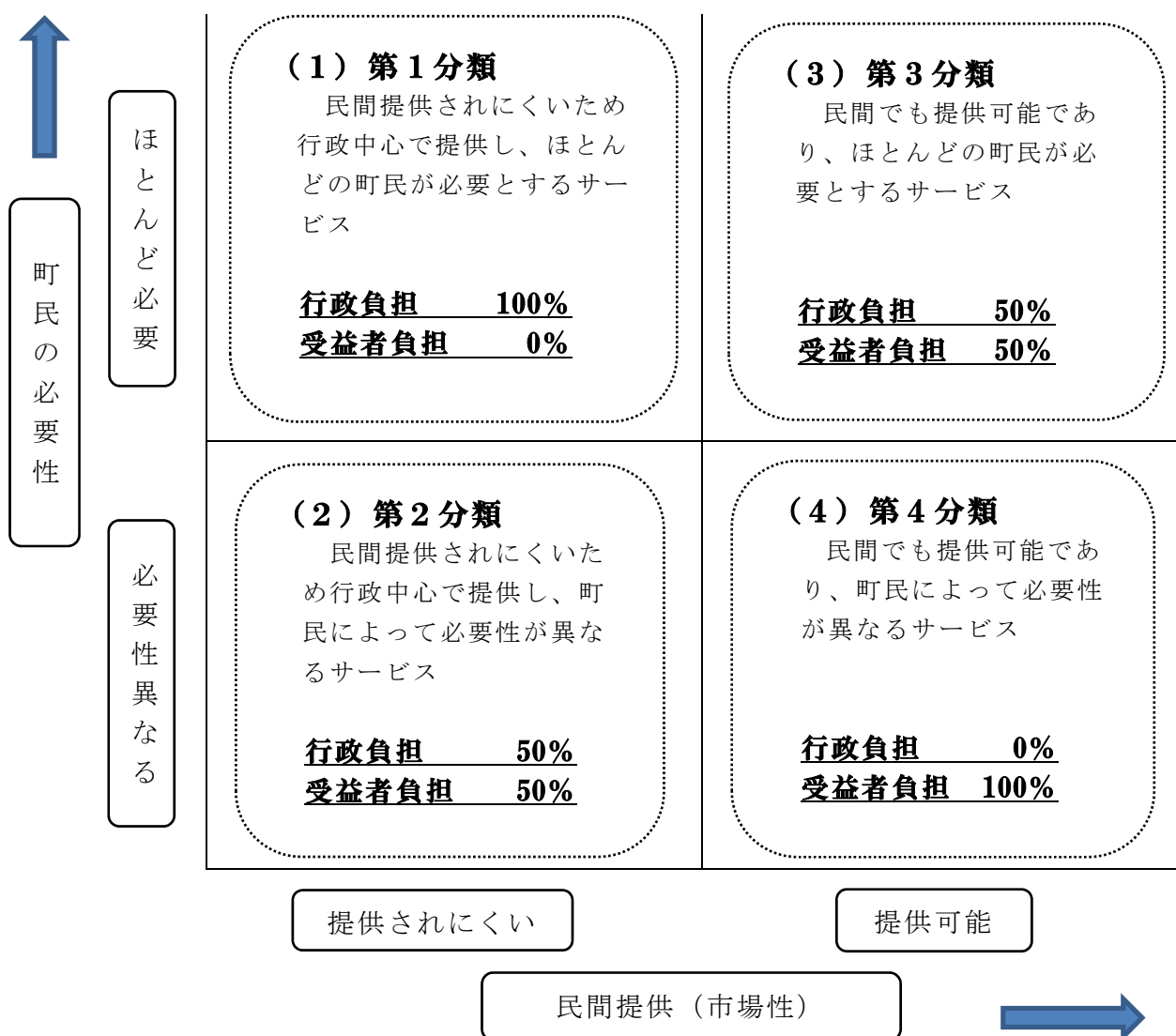
4-3 受益者負担割合の設定

受益者負担割合は、原価を基にそれぞれ算定した料金のうち、どこまでの範囲を受益者に負担していただくかの基準を設定するものです。

次の(1)から(4)の分類を基本とし、施設の性質から負担割合を判断し決定します。

- (1) 第1分類は、民間提供されにくいため行政中心で提供し、ほとんどの町民が必要とするサービスで、行政負担を100%相当とする。
- (2) 第2分類は、民間提供されにくいため行政中心で提供し、町民によって必要性が異なるサービスで、行政負担を50%、受益者負担を50%相当とする。
- (3) 第3分類は、民間でも提供可能であり、ほとんどの町民が必要とするサービスで、行政負担を50%、受益者負担を50%相当とする。
- (4) 第4分類は、民間でも提供可能であり、町民によって必要性が異なるサービスで、受益者負担を100%相当とする。

図1 受益者負担割合の施設性質別分類



4-4 施設の減価償却費等の考え方

フルコストで考えると、施設の減価償却費等も原価計算に含める必要がありますが、各施設は、町の施策として「全ての町民に利用の機会を提供するため」という行政目的があり建設されたものであることを踏まえ、施設本体に係る経費は算入しないこととします。

4-5 使用料に係る減免規定の整理

減免制度は、特例的な措置であるため、その範囲は本来の目的や必要性に即し、できる限り限定するものとします。

ただし、施設の設置目的等を加味し必要と認める場合は、「負担の公平性」「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分考慮して減免規定を設けるものとし、同様の目的に資する施設について整合性を図るように努めます。

4-6 その他の事項について

(1) 貸室等の料金設定について

時間単位で使用する貸室等の料金設定において、その単位が午前・午後等の時間帯で設定されているものと1時間あたりで設定されているものがあります。

利用者負担の公平性を図り利用しやすい時間区分とするため、できる限り1時間当たりの料金設定とし、同じような目的での使用が見込まれる施設について整合性を図ることとします。

(2) 暖房料加算について

暖房料加算についても、貸室等の料金設定同様、その単位が午前・午後等の時間帯で設定されているものと1時間あたりで設定されているものがあります。また、加算期間についても、施設毎に「10月から4月」や「11月から4月」となっているなど、差異が生じています。

貸室等の料金設定同様、できる限り「1時間当たりの料金設定」にするとともに、加算期間や同じような目的での使用が見込まれる施設の料金設定についても、整合性を図るものとします。

(3) 付帯設備及び貸出備品について

施設に付帯する設備や貸出備品については、施設利用者によって、使用する場合と使用しない場合があります。これらの使用料については、統一的な基準による見直しが困難なため、受益者負担の原則に基づき、必要により個別に使用料の設定や見直しを行います。

(4) その他の加算について

施設を営利目的又は町民以外の者が使用する場合には、町民利用の優位性を確保するため、使用料の割増設定を行います。

営利目的の場合は、原則、10倍以内とし、町民以外のものが使用した場合は、原則、2倍とします。

5 手数料

5-1 手数料の算定方法

手数料は原則として次の基本式により算定します。

$$\text{手 数 料} = \left(\text{1分あたりの人件費} \times \text{処 理 時 間} \right) + \frac{\text{物 件 費}}{\text{年間処理件数（基準年度を含む過去3年間の平均）}}$$

ただし、上記の方法で算定することが適切でない場合は、他の適正な方法により料金設定を行うものとします。

5-2 手数料の考え方

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、費用については、原則、受益者の100%負担とします。

6 使用料及び手数料の改定額の上限

前述の「使用料の算出方法」「手数料の算出方法」で算出した額が、現行の料金と著しい差が生じた場合、急激な町民負担の増加により施設の利用低下等を招くことも考えられるため、改定額の上限については2倍以内とします。

7 新料金の適用時期

新たな使用料及び手数料の適用時期は、令和2年4月1日を予定しています。

8 使用料及び手数料の見直しサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、使用料及び手数料の見直しは、概ね3年ごとに作業を行うこととします。

なお、コストの現状や変動を把握するため、原価計算については適宜行うこととします。

表1 見直し対象とする使用料及び手数料と性格分類

(1) ある一定の部屋(区画)を貸し切り使用する場合の使用料	
総務課	マルチメディア館使用料
財政課	地域会館及び地域ふれあいセンター使用料
防災交通課	走古丹地域防災センター使用料
農政課	コミュニティセンター使用料
農政課	資源循環センターの会議室・研修室・和室使用料
商工観光課	交流館ぷらと使用料
生涯学習課	町民体育館及び西春別体育館の会議室使用料
中央公民館	中央公民館使用料
西公民館	西公民館使用料
東公民館	東公民館使用料
(2) ある一定の部屋(区画)を不特定多数の個人等が同時利用する場合の使用料	
農政課	畜牛育成牧場使用料
農政課	酪農工場使用料
農政課	農漁村加工体験施設使用料
近隣等の類似施設と差異が生じるため、他の方法により料金設定を行うもの	
総務課	地域情報通信施設使用料
生涯学習課	体育施設使用料(上記体育館の会議室使用料以外)
郷土資料館	郷土資料館使用料(観覧料)
(3) 役務提供の性格を有する使用料	
母子健康センター	母子健康センター使用料
(4) 手数料	
町民課	畜犬登録手数料
町民課	狂犬病予防注射済票交付手数料
町民課	一般廃棄物処理許可手数料
各所管課	手数料条例で定められる手数料
(5) 基本式(計算式)では積算できない特殊事情が想定される使用料等	
町民課	墓地使用料
町民課	ごみ処分手数料
町民課	し尿処理手数料
農政課	資源循環センター使用料※会議室・研修室・和室除く
農政課	酪農研修牧場使用料
水産みどり課	水産資源副産物処理手数料
商工観光課	ふれあいランド使用料
商工観光課	尾岱沼ふれあいキャンプ場使用料